

記載例

利用権設定等促進事業申出書

平成〇〇年 〇月 〇日

内灘町長 様

(貸人) 利用権の設定をする者

住所 内灘町字向栗崎〇丁目〇番地

氏名 内灘 太郎

【Tel】 〇〇〇-〇〇〇〇

(借人) 利用権の設定を受ける者

住所 内灘町字大学〇丁目〇番地

氏名 大学 次郎

【Tel】 〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり農用地等の利用権を設定したいので、内灘町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の規定に基づき申し出ます。

1. 利用権を設定する土地及び内容

土地の所在	地番	現況地目	面積 m ²	設定する利用権			
				利用権の種類	設定期間	10a当り 借 賃	賃貸の支払 方 法
内灘町字向栗崎わ	〇〇	田	1,000	賃借権	6年		
"	〇〇	"	1,000	"	"	玄米〇俵	物納
"	〇〇	"	1,500	"	"		
内灘町字宮坂ぬ	〇〇	畑	1,000	"	"	20,000円	口座
合 計			4,500				
備 考							

(記入上の注意)

- ・「利用権の種類」欄には、賃借権あるいは使用貸借による権利を記入して下さい。
- ・「10a当りの借賃」欄には、物納の場合は、例えば玄米〇〇kgと具体的に記入して下さい。

2. 農業経営状況等

(1) 貸 人

所有農地面積	70	アール a	※1a=100m ² ≒0.1反
貸付の事由 (該当に〇印を記入して下さい)			
ア 兼業による経営縮小		イ 労力不足	
ウ 耕作不便		エ ヤミ小作の解消	
オ 相手方の要望		カ その他	()

(2) 借 人

氏名	大学 次郎	性別	男	女	年齢	55歳	農作業従事日数	200日
現に耕作している農地 又は採草放牧地	農地	25,000	m ²	主たる 経営作目	水稻			
	採草放牧地		m ²					
世帯員	男	2	人					
	女	2	人					
農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)							雇用労働力 (年間延べ日数)	
農業専従者							2	人
農 業 補助者	主として農業に従事する者						1	人
	従として農業に従事する者						1	人
主な農機具 の所有状況	トラクター						1	台
	田植機						1	台
	コンバイン						1	台
	トラック						2	台
主な家畜の 飼養の状況	乳牛							頭
	豚							頭
	鶏							羽

(記入上の注意)

- ・「主たる経営作目」欄は、「水稻」、「果樹」、「野菜」、「酪農」、「施設園芸」等と記入して下さい。
- ・「農業従事者」欄の「農業専従者」とは、従事日数が年間おおむね150日以上の方をいう。

2 共通事項（法第18条第2項第6号に規定する者以外）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から40日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。